

(介護予防)認知症対応型共同生活介護  
『グループホームウイステリア倶楽部』 運営規程

社会福祉法人 親愛会

## 『グループホームウイステリア倶楽部』運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人親愛会が開設する、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所(以下事業所という)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者(要支援者)であって認知症の状態にある者に適正な(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供する事を目的とする。

### (運営方針)

第2条 事業所は、要介護(要支援)状態であって認知症の状態にあるもの(行動心理症状があるもの、急性期状態にあるものを除く)に対して、利用者が自立した日常生活を営む事が出来るよう、家族的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業の主体)

第3条 事業の主体は、社会福祉法人親愛会とする。

### (事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名称 (介護予防)認知症対応型共同生活介護  
グループホームウイステリア倶楽部
- 2 所在地 茨城県東茨城郡茨城町前田1707-349

### (職員の職務内容)

第5条 職員の職務内容は次の通りとする。

第1ユニット(ユニット名 西館)

(1)管理者 (1名)

管理者は、事業所の従業員及び業務の管理を行う。

(2)計画作成担当者 (1名)

計画作成担当者は、当該ユニットの各利用者の心身の状況等を踏まえて(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、自らも(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供にあたる。

(3)介護職員 (6名以上)

介護職員は、当該ユニットの各利用者に応じた(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供する。なお、22:00から翌日7:00を、夜間及び深夜の時間帯とし、夜勤体制とする。

第2ユニット(ユニット名 東館)

(1)管理者 (1名)

管理者は、事業所の従業員及び業務の管理を行う。

(2)計画作成担当者 (1名)

計画作成担当者は、当該ユニットの各利用者の心身の状況等を踏まえて(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、自らも(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供にあたる。

(3)介護職員 (6名以上)

介護職員は、当該ユニットの各利用者に応じた(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供する。なお、22:00から翌日7:00を、夜間及び深夜の時間帯とし、夜勤体制とする。

(利用定員)

第6条 事業所におけるユニットごとの利用定員は、次のとおりとする。

1. 第1ユニット(ユニット名 西館) 9名
2. 第2ユニット(ユニット名 東館) 9名

(指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は要介護者(要支援者)であって、認知症の状態にある者を対象に共同生活をおくる住居を準備し、利用者3人に1人の介護員を配置し、共同生活介護を提供する。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は、2割、又は3割の額とする。

・家賃	45,000円
・食費	45,000円
・おやつ代	6,000円
・水光熱日用品費	24,000円
・オムツ代、施設外行事、教養娯楽費、クラブ材料費、理美容費は実費とする。	
・入居時保証金	200,000円 (入居時に預かり、退居時に精算。)

(入居にあたっての注意事項)

第9条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護への入居にあたっては、医師の診断書等に基づき、認知症状態である事を確認する。

2. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急、やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害に対する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して、毎年度2回避難、救出訓練及びその他の必要な訓練を実施する。

(秘密保持等)

第11条 介護従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2. 介護従事者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、介護従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する

旨を介護従事者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第12条 管理者は、提供した指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の策を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故報告)

第13条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により、骨折等を伴う重大事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

(運営についての留意事項)

第14条 事業者は、介護従事者等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- A. 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- B. 継続研修 年 2 回

2. 事業所は、この事業を行うため(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な帳簿を整備する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 委員会の設置
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施 (年2回)
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントの防止に関する事項)

第16条 事業所は、ハラスメント防止を図るため、次の措置を講じるものとする。

- (1) ウィステリア倶楽部ハラスメント防止に関する基本方針を定める
- (2) ハラスメント防止に関する担当者を選任する
- (3) ハラスメント防止に関する研修を実施する

(その他)

第17条 この規程に定めのない事項については、社会福祉法人親愛会とご利用者またはご利用者の代理人との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成24年 7月 1日より実施する

この規定は、平成30年 8月 1日より実施する

この規程は、令和 6年 4月 1日より実施する

この規程は、令和 7年 4月 1日より実施する